

久留米市指定給水装置工事事業者に関する各種届出等のご案内

- 給水装置工事主任技術者の選任・解任（水道法第25条の4第2項及び施行規則第21条）
新規指定工事店の方は、指定の日から必ず14日以内に主任技術者を選任してください。
また、選任していた主任技術者が欠けた場合も、必ず14日以内に新たな主任技術者を選任してください。

| 変更事項 | 提出書類等 |
|--------------|--|
| 主任技術者を選任するとき | <ul style="list-style-type: none">・ 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）・ 選任する主任技術者免状の写し・ 選任する主任技術者の写真（免許証サイズ、カラー）1枚 |
| 主任技術者を解任するとき | <ul style="list-style-type: none">・ 給水装置工事主任技術者解任届出書（様式第3）・ 解任する主任技術者の主任技術者選任届出済証 (紛失した場合は給水装置工事主任技術者選任届出済証の紛失届を提出) |

【お問合せ先】久留米市企業局上下水道部給排水設備課 給水チーム (☎ 0942-30-8522)